

中小企業等経営強化法に基づく

経営革新計画申請の手引

令和2年10月版

愛 知 県

目 次

1	経営革新計画とは	1
2	経営革新計画の申請の流れ	2
	① 申請窓口への問い合わせ	
	② 申請書の作成	
	③ 申請書の提出	
	④ 結果の通知	
	(参考) 承認後の内容変更	
3	申請書の記入例	10
4	支援策一覧	23
	Q&A	33
	商工会・商工会議所一覧	37

1 経営革新計画とは

中小企業が①「自社にとって初めて行う取組」（新事業活動）を行うことにより、②「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中長期的な経営計画書のことです。

① 「自社にとって初めて行う取組」（新事業活動）

・経営革新計画での「新事業活動」とは、次の5つのいずれかをいいます。

- ア 新商品の開発または生産
- イ 新役務（サービス）の開発または提供
- ウ 商品の新たな生産または販売方式の導入
- エ 役務（サービス）の新たな提供方式の導入
- オ 技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象になります。ただし、

- ア 業種毎に同業の中小企業の当該技術の導入状況
- イ 同一地域における同業他社における当該技術の導入状況

を判断し、既に相当程度普及している技術等の導入については、承認対象外です。

② 「経営の相当程度の向上」

・次の2つの指標（アとイ）が、計画終了時に相当程度向上することをいいます。

- ア 「付加価値額」または「一人当たりの付加価値額」の伸び率
- イ 「給与支給総額」の伸び率（詳しくは6頁参照）

【経営革新計画終了時における経営指標の目標伸び率】

計画終了時	「付加価値額」または「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
事業期間3年の場合	9%以上	4.5%以上
事業期間4年の場合	12%以上	6%以上
事業期間5年の場合	15%以上	7.5%以上

また、中小企業等経営強化法の「経営革新」の特徴は以下のとおりです。

- ・相談・受付は随時、実施
- ・業種による制約条件をつけないで、全業種の経営革新を支援
- ・単独の企業だけでなく、任意グループや組合、外国関係法人等との柔軟な連携体制での経営革新計画の実施が可能
- ・計画終了時に、経営の相当程度の向上が図れていなくても、罰則はありません。

2 経営革新計画の申請の流れ

手 順	注意事項等
①申請窓口への 問い合わせ ↓	<ul style="list-style-type: none"> 申請の前に、提出要件、経営革新計画の内容について、お近くの窓口機関（<u>県内の商工会・商工会議所、あいち産業振興機構、愛知県中小企業団体中央会</u>）又は、県経済産業局担当課にお問い合わせください。
②申請書の作成 ↓	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類は、P7の申請関係書類でご確認ください。 申請書は、県のホームページから入手が可能です。申請書の記載は、記載例（P10～）を参考にしてください。
③申請書の提出 ↓	<ul style="list-style-type: none"> 窓口機関又は、県経済産業局担当課に提出していただきます。 県経済産業局担当課に提出される場合は、担当課において、計画に関するヒアリングを行います。 融資など支援措置を利用する場合は、計画申請と並行して、金融機関等と密接な連絡をとってください。
④結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> 県による審査を経て計画の承認・不承認が決定されます。 経営革新計画の承認は融資等の支援措置を保証するものではありません。融資等の支援措置を受ける場合は、別途支援措置先の審査が必要です。 計画開始後、フォローアップのために計画進捗状況調査などが行われます。

※補助金に応募する方へ

- ①申請書の提出から承認まで通常2週間程度要します。経営革新計画の承認を受けた上で補助金の応募を考えている方は余裕をもって申請してください。
- ②経営革新計画を取得予定（申請書を提出済み）であれば応募できる補助金もあります。その場合でも事前申請（7頁参照）を行い、担当窓口による内容の確認を済ませている必要があります。不備のある申請書は受理できませんのでご注意ください。

2 経営革新計画の申請の流れ

① 申請窓口への問い合わせ

経営革新計画の申請を考えたら、まずは窓口機関（P4）か、県経済産業局担当課に電子メールか電話等にて、事前にご相談ください！

検討されている取組や、提出要件が、経営革新計画に該当するか確認させていただきます。

ア 経営革新計画に該当する取組（㊦～㊨の全てに該当することが必要）

- ㊦ 自社にとって新たに行う取組であること（他社が既に行っている取組でも可）
- ㊧ 同業他社において、相当程度普及していない技術や方式であること
- ㊨ 「経営の相当程度の向上」を図る計画であること。

イ 提出要件の確認（㊦～㊨の全てに該当することが必要）

- ㊦ 法人の場合：登記上の本店が愛知県内にあること
個人事業主の場合：住民票の住所が愛知県内にあること
※㊦ 取組が愛知県内で行うことであっても、本店の登記や住民票の住所が他県なら、他県で申請することになります。
- ㊧ 1年以上の営業実績があること
- ㊨ 中小企業者であること（個人事業主や一部組合、グループも可）

（※㊨ 中小企業者の定義）

主たる事業として営んでいる事業	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

（制度対象外となる者）

- ・非営利団体は制度対象外です。ただし、個人開業医は申請の対象となります。

ウ 経営革新計画を申請する際の窓口

㊦ 窓口機関

- ・県内全ての商工会・商工会議所
- ・公益財団法人あいち産業振興機構
- ・愛知県中小企業団体中央会

※窓口機関は業種の区別はありません。お気軽にお問い合わせください。

㊧ 愛知県経済産業局担当課

※県では業種に応じて担当課が分かれています。担当課がわからない場合は、中小企業金融課の設備導入・経営革新グループへご連絡ください。

【㊦ 窓口機関】

申請窓口	担当部署	電話番号
各商工会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ★各商工会・商工会議所の 一覧表をご覧ください。 38～39ページへ </div>	
各商工会議所		
(公財) あいち産業振興機構	経営支援部 経営アドバイスグループ	052-715-3070
愛知県中小企業団体中央会	振興部	052-485-6811

【㊧ 愛知県経済産業局の担当窓口一覧】

業種の名称	県担当課		
	課室名	グループ名	電話番号
農林漁業・建設・不動産・金融 保険業	中小企業金融課	設備導入・経営革新G	052-954-6334 (経営革新総括)
運送・卸・小売・サービス業・ 旅行業	商業流通課	商業振興G	052-954-6337
繊維工業・窯業・食料品製造 業・印刷業	産業振興課	繊維・窯業・生活産業G	052-954-6341
金属製品・機械製品・プラスチ ック製品・ゴム製品製造業	産業振興課	基盤産業G	052-954-6345
情報通信業	産業振興課 次世代産業室	次世代産業第二G	052-954-6352
デザイン業	産業科学技術課	研究開発支援G	052-954-6370
貿易関連卸売業	産業立地通商課	海外展開支援G (ウイंकあいち 18階)	052-533-6650

2 経営革新計画の申請の流れ

② 申請書の作成

①の事前相談において、問題がなければ、申請書の作成を行っていただきます。申請書は申請者自身が、今後の経営指針となる計画を作成するものです。申請書作成に困った場合、お近くの窓口機関に相談していただければ、作成支援のお手伝いをさせていただきます。

【申請書について】

申請書は、県のホームページからダウンロードしてください。
(愛知県の中小企業経営革新支援)

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/0000042990.html>

検索 **愛知県 経営革新計画**
詳しくはこちらまで!!

以下のポイントの他、P10からの申請書の記載例も参照にしてください。

【申請書全般に関するポイント】

- ア 第三者が見て、理解できる内容になっているか。(別表1、別表2)
- ・計画のテーマは簡潔に、何を行うのかイメージできているか。(30文字以内)
 - ・「経営革新の内容及び既存事業との相違点」の記載にあたり、
①会社概要と会社の強み、②会社の経営課題、③経営革新となる事業の具体的な内容等、記載されているか。
- イ 自社にとって新たに行う取組が記載されているか(別表1)
- ・既存事業と、新規事業の違いがわかるように、別表1で記載されているか
- ウ 別表2「実施計画と実績」について適切に記載されているか。
- ・経営計画を行うに当たり、どのような手順で行うのか、記載してください。
- エ 計画の実現可能性があるか(別表1、別表2、別表3)
- ・別表3の新規・既存の売上共に、無理のない金額になっているか。また一定の積算根拠があるか。
 - ・融資が必要な場合、金融機関との事前調整をおこなっているか。
- オ 申請書と決算書の数値が整合しているか(別表3)
- ・決算書から、別表3「経営計画及び資金計画」への転記に間違いはないか。

カ 計画期間又は事業期間は正しいか（別表1、3）

- 研究開発を実施する場合は、「計画期間又は事業期間」欄に、計画期間として、3～8年の期間を記載してください。その上で、「研究開発期間」欄には、研究開発を実施する期間を記載し、「事業期間」欄には、計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、3～5年の期間を記載してください。
- 研究開発を実施する期間がない場合は、「計画期間又は事業期間」欄及び「事業期間」欄に3～5年の期間を記載してください。「研究開発期間」欄は記載不要です。
- 取組に関して、計画期間の長さは問題無いか。
※3年で全ての工程が終わる取組を、5年計画にしていないか等。
- 計画開始日は、企業が申請書を提出した年度の期首からとってください。

キ 経営の相当程度の向上は図られているか

- 次の2つの指標が、計画終了時に、相当程度向上することをいいます。

- ㊦「付加価値額（※1）」または「一人当たりの付加価値額（※2）」の伸び率
- ㊧「給与支給総額（※3）」の伸び率

【経営革新計画終了時における経営指標の目標伸び率】

計画終了時	「付加価値額」または「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
事業期間3年の場合	9%以上	4.5%以上
事業期間4年の場合	12%以上	6%以上
事業期間5年の場合	15%以上	7.5%以上

※1 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※2 一人当たり付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数

※3 給与支給総額は、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）の額を記載します。

注 現状の経常利益が赤字でも構いませんが、計画終了時の経常利益は、黒字になる計画であるものにしてください。

【人件費】

※以下の項目を全て含んだ総額としてください。

- 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
- 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、法定福利費、退職金及び退職給与引当金繰入
- 派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用（建設業の外注労務費等で、申請企業が雇用した経費ではない場合は除く）

※利益処分の結果の役員賞与、役員退職積立金は人件費に含めない。

【減価償却費】

以下の各項目の全てを含んだ総額。

- 製造原価、販管費に計上されている減価償却費
- リース・レンタル費

【従業員数】

- 従業員にパートなどの短時間勤務者がいる場合、フルタイムに換算してください（例：4時間勤務 ⇒ 0.5人で換算）
- 別表3に記載する従業員数は、整数で記載してください。小数点が出た場合、四捨五入してください。（例：6.5人 ⇒ 7人）

2 経営革新計画の申請の流れ

③ 申請書の提出

申請書の作成が出来ましたら、窓口機関か、県経済産業局担当課宛に

- ・申請書（エクセル形式）
- ・直前2期間の決算書（PDF形式）
- ・法人の場合は定款の写し、個人事業主の場合は住民票（PDF形式）

を電子メールで、送信してください。（事前申請）

申請書の内容を確認後、申請書（押印済）を含む提出書類を整えて、窓口機関か、県経済産業局担当課宛に提出して下さい。（正式申請）

ア 事前申請について

・申請書の作成が出来ましたら、窓口機関か、県経済産業局担当課に電子メールにて、

- ㊦ 申請書（エクセル形式）
- ㊧ 直前2期間の決算書（PDF形式）

※別表3の数値を確認させていただきます。

（決算書の表紙、貸借対照表、損益決算書、販管費内訳書、製造原価報告書、個別注記表等）

- ㊨ 法人の場合は定款の写し、個人事業主の場合は住民票（PDF形式）

㊦～㊨を添付し、電子メールの件名に「経営革新計画・事前申請」と記載し、送信してください。その際あわせてお電話いただくとより早く対応できます。

イ 正式申請について

- ・事前申請後、正式申請を行っていただきます。
- ・県経済産業局に申請される場合、県の各担当課と訪問日を打合せの上、申請関係書類を持参してください。持参された時に、計画の内容について担当課にてヒアリングを行います。
- ・窓口機関に申請される場合、県の担当者が窓口機関に計画の内容をお聞きするので、申請企業は県庁に来ていただく必要はありません。
- ・正式申請後、申請を取りやめたい場合は、取下書を提出していただきます。

【申請関係書類】

申 請 書 類	
1	申請書（様式第13、変更申請の場合は様式第14）、別表1～7の正本（1通） ※申請書に押印してください（法人は代表者印、個人事業主の場合は実印または認印）
2	1の写し
3	法人の場合は定款の写し、個人事業主の場合は住民票（コピー可、住民票が発行されて3カ月以内のもの、マイナンバーが表記されていないもの）
4	・直前2期間の決算報告書（事業報告書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書、販管費内訳書、製造原価報告書、個別注記表【法人に限る】） ・直前2期間の青色申告書又は、白色申告書（個人事業主に限る）

※外国法人と共同で提出される場合は、県までお問い合わせください。

2 経営革新計画の申請の流れ

④ 結果の通知

申請受理後、県による審査を行います。
計画の承認・不承認の結果については、書面にて通知させていただきます。
経営革新計画の承認は融資等の支援措置を保証するものではありません。融資等の支援措置を受ける場合は、別途支援措置先の審査が必要です。
また、計画開始後、県からフォローアップのための計画進捗状況調査を行いますので、承認書を保管しておいて下さい。

ア 審査結果について

- ・申請受理後、県による審査を行います。
- ・提出要件が該当し、又経営革新計画に該当する取組である場合に、承認させていただきます。該当しない場合や申請書の不備、虚偽の報告等があった場合は不承認とさせていただきます。

イ 支援策の申込について

- ・経営革新計画の承認は融資等の支援措置を保証するものではありません。
- ・融資等の支援措置を受ける場合は、別途支援措置先の審査が必要です。

ウ フォローアップ調査について

- ・承認後の企業を対象に（㊦計画中、㊧計画終了時）、経営革新計画の実施状況を把握するため、フォローアップ調査を実施しています。調査実施の際は別途ご連絡させていただきますので、承認書を保管しておいて下さい。

㊦ フォローアップ調査

計画承認後、約 1 年以上 2 年未満の承認企業全てに、書面にて依頼しています。
また、一部の企業様には、直接訪問させていただく場合もあります

㊧ 終了企業調査

計画終了後、約 1 年以内の承認企業全てに、書面にて依頼しています。

(参考) 承認後の内容変更

承認後、計画内容を変更しようとする場合、計画変更の申請を行い、変更承認を受ける必要があります。(ただし、軽微な変更の場合、届出は必要ありません。)
判断に迷われましたら、県経済産業局担当課へお問い合わせください。

ア 変更承認申請について

- 承認された計画に記載のない設備の追加や、記載のない支援策の追加等は変更の申請が必要です。

イ 軽微な変更について

- 軽微な変更とは、経営革新計画の趣旨を変えないような変更のことです。

【軽微な変更例】

- 企業名、代表者、住所等の変更（変更の申請の必要はありませんが、変更があった旨を県経済産業局担当課へお知らせください。）
- 設備導入時期の変更
- 設備機器の台数の変更

3 申請書の記入例

記 申請書(様式第13)

経営革新計画に係る承認申請書

年 月 日

県に正式申請する日付を記入してください。

愛知県知事 殿

法人の場合は、登記上の住所を記載してください。
個人の場合は、住民票の記載と合わせてください。

住 所 〒〇〇〇-〇〇
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
名 称 及 び 〇〇〇〇株式会社
代表者職・氏名 代表取締役 〇〇 〇〇〇 印
電 話 052-△△△-△△△△
F A X 052-△△△-△△△△
e - m a i l ×××××@×××.co.jp

記名押印については、氏名を自署する場合、
押印を省略することができます。

法人の場合：代表者印を押印

個人の場合：実印または認印を押印

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記 **別表1**

• どのような新たな取り組みを行うのか。
 • 何故その事業を行うのか。
 • 事業のどのような点が新たな取り組みなのか。
 • …等計画のポイントを記載してください。

(別表1)

経営革新計画

申請者名・資本金・業種・法人番号		実施体制	
申請者名：T社 資本金：2,000万円 業種：出版業 414 法人番号：XXXXXXXXXXXX		現在は特になし。将来協力していただける大学や企業があれば、連携を図りたい。	
新事業活動の類型		経営革新の目標（計画のポイントに記載する）	
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 ③. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 6. その他の新たな事業活動		経営革新計画のテーマ：〇〇〇〇といった特徴を持つ印刷技術の導入 当社は昭和△△年に設立した印刷業を主たる事業としている会社である。〇〇〇〇といった特徴を持つ印刷技術の導入を行うことである。当社がこの技術を導入すれば、印刷スピードが向上するだけではなく、当社の強みである高品質という特徴を残しつつ、生産性を拡大することができ、市場において非常に強い優位性を保つことが出来る。 〇〇〇〇といった特徴を持つ印刷技術の導入を行う事により、既存顧客のみの注文以外の、新たな顧客からの注文にも対応でき、新たな市場を開拓できる。新たな市場を開拓できる。このことにより、当社の経営革新を進めていくこととしている	
①計画期間又は事業期間： 年 月 ～ 年 月			
②研究開発期間： 年 月 ～ 年 月		③事業期間： 年 月 ～ 年 月	
経営革新の内容及び既存事業との相違点			
・計画の始まりは、計画申請時の期首にしてください。・計画期間は、取組む内容に係る年数で計画してください。 ・研究開発を実施する場合は①の期間を②と③に分けて記載してください。しない場合は①と③は同じ期間です。 (例) 4月が期首、翌年の3月末が期末の企業様が、令和2年7月に、3年間の研究期間を含め7年計画の経営革新計画を提出する場合は、(①令和2年4月～令和9年3月 ②令和2年4月～令和5年3月 ③令和5年4月～令和9年3月)と、記載してください。			
【⑦会社概要と会社の強み】 当社は昭和△△年に設立した印刷業を主たる事業としている会社である。当社の経営の強みは、高品質の印刷技術を有しており、顧客の品質要求に応えられることは他社に負けない強みである。			
【⑧経営課題】 経営課題としては、現状の当社の印刷技術スピードでは、既存顧客の受注に応えるのが精一杯であり、新たな顧客の受注を受けることが出来ず、今以上の売上の拡大が見込めない。			
【⑨経営革新となる事業の内容】 経営革新となる事業の内容として、〇〇〇〇といった特徴を持つ印刷技術の導入を行うことである。この印刷技術は、当社の印刷スピードの約1.5倍であり、県内の同業他社において、まだ1～2社ほどしか導入していない。 また当社がこの技術を導入すれば、印刷スピードが向上するだけではなく、当社の強みである高品質という特徴を残しつつ、生産性を拡大することができ、市場において非常に強い優位性を保つことが出来る。 ただし、〇〇〇〇といった特徴を持つ印刷技術の導入には、△△△△という設備機器を印刷生産工程に組み込む必要があり、外部の専門家とともに、研究を重ね、1年後に実用化できるよう開発する。 〇〇〇〇といった特徴を持つ印刷技術の導入を行う事により、既存顧客のみの注文以外の、新たな顧客からの注文にも対応でき、新たな市場を開拓できる。新たな市場を開拓できる。このことにより、当社の経営革新を進めていくこととしている。			
経営の向上の程度を示す指標		現 状 (千円)	計画終了時の目標伸び率 (事業期間終了時点) (%)
1	付加価値額	623,823千円	〇〇〇〇千円 〇〇.〇% (事業期間： 年 月～ 年 月 (年間))
2	一人当たりの付加価値額	5,425千円	〇〇〇〇千円 〇〇.〇%
3	給与支給総額	〇〇〇〇千円	〇〇〇〇千円 〇〇.〇%

別表1 記入上の注意

ア 申請者名・資本金・業種

(資本金)

- ・個人事業主の場合は、記載不要です。

(業種)

- ・業種は日本標準産業分類（平成25年10月改定）による小分類（3桁）により記載して下さい。プルダウンで選べるようになっております。
- ・複数の事業を行っている場合、直近の決算において、最も売上の大きな事業を業種として、選択して下さい。

イ 経営革新の目標

- ・テーマは30文字以内で簡潔に記載して下さい。

ウ 経営革新の内容及び既存事業との相違点

- ・原則、枠の中で収まるように、取組を記載して下さい。
- ・㊦会社概要と会社の強み、㊧経営課題、㊨経営革新となる事業の内容等、何を行うか具体的に記載して下さい。

エ 経営の向上の程度を示す指標

- ・別表3を記入していただくと、事業期間以外の数字が自動で入力されるようにしています。
- ・計画終了時における経営指標の目標伸び率は、下記の指標を超える計画としてください。

【経営革新計画終了時における経営指標の目標伸び率】

計画終了時	「付加価値額」または「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
事業期間3年の場合	9%以上	4.5%以上
事業期間4年の場合	12%以上	6%以上
事業期間5年の場合	15%以上	7.5%以上

※1 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

※2 一人当たり付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業員数

※3 給与支給総額は、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含みません。

「1-1」は1年目の計画の第1四半期を表します。
 「2-4」は2年目の第4四半期を表します。

実績欄は、申請時には記入しないでください。
 (計画承認後に県が実施するフォローアップ調査時に記入してください)

(別表2)
 実施計画と実績 (実績欄は申請段階では記載する必要はない。)

番号	計 画				実 績		
	実 施 項 目	評価基準	評価頻度	実施時期	実施状況	効果	対策
1	安全で効率的な生産方式の開発						
1-1	〇〇部分の安全な△△方法の開発	製造原価	1年	1-3			
1-2	効率的な〇〇××装置の開発	製造原価	1年	2-1			
2	〇〇商品の新規開拓営業体制の確立						
2-1	マネージャーと担当営業の2名専任体制の確立	組織計画	四半期	2-2			
2-2	〇〇商品を切り口に新規開拓した顧客に対する他の印刷物提案営業活動。	新規顧客の売上	毎月	2-4			
3	次期バージョンの新〇〇商品の開発						
3-1	〇〇××装置の開発	製造原価	1年	3-2			
3-2	〇〇××装置を利用した〇×商品の新規開拓営業体制の確立	〇×商品の売上	毎週	3-3			

実施時期は、開始時期のみ記入してください。

実施する事業項目を記載してください。
 特許の取得を計画に盛り込んでいる場合は、「特許の取得」、「〇〇の技術開発」等の言葉を入れてください。

「効果」について事業の評価を以下の項目に従って記入してください。

◎効果が十分上がった ○ほぼ予定の効果が得られた
 △少し効果があった ×ほとんど効果がなかった

別表2 記入上の注意

ア 計画

(番号)

- ・1、2、1-1、1-2というように、実施項目を関連付けて記載してください。

(実施項目)

- ・具体的な内容を記載してください。

(評価基準)

- ・数値化できる評価基準が望ましいですが、数値化できない基準でも可とします。

(評価頻度)

- ・自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を、毎日、毎週、毎月、半年、1年などと記載してください。

(実施時期)

- ・実施項目を開始する時期を4半期単位で記載してください。1-1は、1年目の第1四半期、3-4は3年目の第4四半期を表します。

(例)

令和2年10月より始まる計画の場合、

1-1 ⇒ 令和2年10月～令和2年12月

3-4 ⇒ 令和5年7月～令和5年9月

イ 実績

- ・申請の段階で記載する必要はありません。
- ・計画承認後、申請者が計画の振り返りのために利用してください。
- ・終了企業調査のときに、実績を記載して、提出していただきます。

(別表3)

経営計画及び資金計画

実績値

組合又はグループの場合、参加する構成員毎に作成してください。

計画値

参加中小企業者名 ○○○○株式会社

(単位 千円)

	2年前 (○年○月期)	1年前 (○年○月期)	直近期末 (○年○月期)	1年後 (○年○月期)	2年後 (○年○月期)	3年後 (○年○月期)	・・・ (○年○月期)	8年後 (○年○月期)
①売上高	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
新規事業売上高	-	-	-	○○○	○○○	○○○		
既存事業売上高	-	-	-	○○○	○○○	○○○		
②売上原価	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
③売上総利益 (①-②)	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
④販売費及び 一般管理費	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
⑤営業利益	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
⑥経常利益	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
⑦給与支給総額	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
⑧人件費	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
⑨設備投資額	-	-	-	○○○	○○○	○○○		
⑩運転資金	-	-	-	○○○	○○○	○○○		
普通償却額	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
特別償却額	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
⑪減価償却費	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○		
⑬従業員数	○	○	○	○	○	○		
⑭一人当たりの付 加価値額(⑫÷⑬)	○○	○○	○○	○○	○○	○○		
⑨ + ⑩ 資金 調達 額	政府系金融 機関借入	-	-	-	○○○	○○○		
	民間金融機 関借入	-	-	-			○	
	自己資金	-	-	-				
	その他	-	-	-	○○○			
合計	-	-	-	○○○	○○○	○○○		

5年後(研究開発を行う場合は8年後)の決算期を越える計画期間は設定できません。

事業期間3年では4.5%、4年では6%、5年では7.5%以上必要です。

全ての設備投資額と運転資金を記載してください。

付加価値額または一人当たりの付加価値額の伸び率が、事業期間3年では9%、4年では12%以上、5年では15%以上必要です。

補助金等を活用する場合には、その金額が入ります。

(別表3・経営計画及び資金計画の消費税について)

別表3について、消費税込、消費税抜のどちらで記載されましたか。(税込 税抜)

(付加価値額等の算出方法)

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。

減価償却費にリース費用を算入しましたか。

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。

(はい) いいえ

(はい) いいえ

(はい) いいえ

これらの項目については「はい」となるように考慮して、費用や従業員数の値を記入してください。

別表3 記入上の注意

ア 実績値と計画値の記入について

- ・数値は千円未満を四捨五入し、千円単位で記載し、別表上での計算が一致するように調整してください。

ア 実績値の記入

税務申告済みの決算書(個人事業主の場合は、青色又は白色申告書)を基にして、直近3年間(直近期末、1年前、2年前)の経営実績をご記載ください。ただし、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載してください。

イ 計画値の記入

計画期間に応じて、売上等の計画値を記載してください。

イ ⑥経常利益について

- ・計画終了時に黒字になるよう計画を立ててください。

ウ ⑦給与支給総額について

- ・給与支給総額は、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当(残業手当、休日出勤手当、家族(扶養)手当、住宅手当等)を含み、給与所得とされない手当(退職手当等)及び福利厚生費は含みません。

エ ⑧人件費について

※以下の項目を全て含んだ総額としてください。

- ・売上原価に含まれる労務費(福利厚生費、退職金等を含んだもの)
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰上、福利厚生費、法定福利費、退職金及び退職給与引当金繰入
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用
(建設業の外注労務費等で、申請企業が雇用した経費ではない場合は除く)

※利益処分の結果の役員賞与、役員退職積立金は人件費に含めない。

オ ⑪減価償却費について

以下の各項目の全てを含んだ総額。

- ・製造原価、販管費に計上されている減価償却費
- ・リース・レンタル費

カ ⑬従業員数について

- ・会社役員及び個人事業主も、従業員数に含んでください。
- ・派遣労働者や短時間労働者に係る経費を人件費に算入した場合、従業員数にも加える必要があります。(勤務時間による調整が必要)
(建設業の外注労務費等で、申請企業が雇用した経費ではない場合は除く)
- ・従業員にパートなどの短時間勤務者がいる場合、フルタイムに換算してください
(例：4時間勤務 ⇒ 0.5人で換算)
- ・従業員数は、整数で記載してください。小数点が出た場合、四捨五入してください。
(例：6.5人 ⇒ 7人)

キ 経営計画及び資金計画の消費税について

- ・消費税込、消費税抜については、決算書の個別注記表により選択してください。

ク ⑮資金調達額について

- ・⑨設備投資額と⑩運転資金の合計値と一致させてください。

ケ 計算式について

- ・別表3には、数式が入力されていますので、新たな数式等使用しないでください。

組合又はグループの場合、参加する構成員毎に作成してください。

・経営革新計画に基づく機械装置、用地取得及び工場建設等について記載してください。
・導入年度は、企業の事業年度を記載してください。

(別表4)

参加中小企業者名 ○○○○株式会社

設備投資計画（経営革新計画に係るもの）

(単位 円)

	機械装置名称 (導入年度)	単 価	数 量	合 計 金 額
1	印刷機 (○○年度)	160,000,000	1	160,000,000
2	○○商品用天糊機 (○○年度)	15,000,000	1	15,000,000
3	○○商品用裁断機 (○○年度)	10,000,000	1	10,000,000
4	[○○商品専用自動梱包機 (○○年度)]	[8,000,000]	[1]	[8,000,000]
5	○○商品専用自動裁断機 (○○年度)	40,000,000	1	40,000,000
6				
7				
8				
9				
10				

見積書があるものは参考資料として、提出してください

外国関係法人等の現地での設備投資をカッコ書きで記載してください。

設備投資計画が書ききれない場合は複数枚の用紙を使用して記載してください。

運転資金計画（経営革新計画に係るもの）

(単位 円)

年 度	金 額
○○年度	○○○
○○年度	○○○
○○年度	○○○
○○年度	[×××]
○○年度	○○○
○○年度	○○○

このページは、単位が全て『円』です。
（「千円」ではありません）

外国関係法人等の現地での運転資金をカッコ書きで記載してください。

別表4 記入上の注意

ア 設備投資計画について

- 経営革新計画の取組に関する設備投資のみを記載してください。
- 単位は円で記載してください。（別表3は千円単位）
- 見積書があるものは参考資料として、提出してください。
- 機械装置名称の隣に導入年度を記載してください。

イ 運転資金計画について

- 経営革新計画の取組に関する運転資金のみを記載してください。
- 単位は円で記載してください。（別表3は千円単位）

組合で申請する場合のみ作成してください。個別中小企業者やグループで申請する場合は作成の必要はありません。

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位 千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠
〇〇商品研究開発	X年度	生産数量	〇〇〇, 〇〇〇千円 (〇〇〇円×〇〇台)	△△△, △△△円 (△△△円×△△社・・・) (△△△円×△△社・・・)
2				
3				
4				
5				

生産数量の他に従業員数、出資金等を賦課基準とすることも可能です。

※単独で申請する場合は記載していただく必要はありません。

(別表6)

関係機関への連絡希望等について

①経営革新計画が承認された場合に利用を希望する支援策に○印を付けて下さい。(複数希望可)

②また、当該承認を受けた計画の内容について、県から該当する機関への送付を希望する場合には、当該箇所に○を記入して下さい。

※連絡の希望が有の場合は、当該機関に対して、企業名、住所、計画のテーマ、電話番号を連絡します。

支援策・機関名	①希望支援策	②連絡の希望の有・無
名古屋投資育成株式会社 (中小企業投資育成制度の特例)		有・無
公益財団法人あいち産業振興機構 (小規模企業者等貸与事業の特例)	・利用したい支店名を記載してください。	有・無
株式会社日本政策金融公庫 (新企業育成貸付「新事業活動促進資金」)		
()支店 中小企業事業		有・無
()支店 国民生活事業		有・無
愛知県信用保証協会 (信用保証の特例)		
名古屋市信用保証協会 (信用保証の特例)	・連絡を希望した機関に対して、 愛知県より、企業名、住所、計画のテーマ、 電話番号等を連絡させていただきます。	
愛知県中小企業融資制度 (経済環境適応資金「パワーアップ資金」)		
株式会社商工組合中央金庫 ()支店 (低利融資制度「新事業活動促進資金」)		
独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部 (販路開拓コーディネート事業)		
株式会社日本政策金融公庫 ()支店 (スタンド・バイ・クレジット制度)	・利用したい支援策に○を記載してください。	
独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 (高度化融資制度)	・支援策の利用には、利用したい機関への 申込・審査等が必要になります。	
独立行政法人日本貿易保険 大阪支店 (貿易保険法の特例)		

※経営革新計画の承認は、上記支援策の提供を保証するものではありません。計画承認後、利用を希望する支援策の実施機関への申込・審査が必要となります。

記

別表7

(別表7)

代表会社には企業名の前に
◎を付けてください。

個別参加企業リスト

企業名 及び代表者	所在地	資本金及び 従業員数	業種	連絡先及び 担当者名
◎ 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	名古屋市〇〇区〇〇番地	〇〇〇万円 〇〇人	製造業	電話××××× 担当者〇〇
△△株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	一宮市〇〇町〇〇番地	〇〇〇万円 〇〇人	サービス業	電話××××× 担当者〇〇
<p>複数の中小企業者が共同で申請する場合、単一の組合で申請する場合及び複数の組合が 共同で申請する場合は、参加するすべての企業について記載してください。</p>				
<p>※単独で申請する場合は記載していただく必要はありません。</p>				

注1：代表会社には企業名の前に◎を付けてください。

注2：企業グループ、組合とも参加する全ての企業について記載してください。

注3：施行規則第1条第2項に基づく添付書類は、全企業について定款、営業報告書
又は事業報告書、貸借対照表、損益計算書を提出してください。
ただし、定款については組合の申請の場合には、組合分のみで結構です。

記	別紙
----------	-----------

経営革新事例の公表に関するお願い

(企業名)

「経営革新計画」が承認された際には、下記の記載内容を愛知県のホームページ等で公表を予定しています。ご了承いただける場合は該当する項目に○印をお願いします。

※非公表を希望されたとしても、愛知県情報公開条例に基づき開示される場合もありますので、ご注意ください。

企業名等の公表について	承知する・承知しない
※公表を了承いただける場合は、次の項目ごとに選択してください。	
① 企業名	(<input checked="" type="radio"/> 可) ・ 否)
② 代表者名	(<input checked="" type="radio"/> 可) ・ 否)
③ 資本金	(<input checked="" type="radio"/> 可) ・ 否)
④ 従業員数	(<input checked="" type="radio"/> 可) ・ 否)
⑤ 所在地	(<input checked="" type="radio"/> 可) ・ 否)
⑥ 電話番号	(<input checked="" type="radio"/> 可) ・ 否)
⑦ 業種	(<input checked="" type="radio"/> 可) ・ 否)
⑧ 経営革新計画の概要	(<input checked="" type="radio"/> 可) ・ 否)
⑨ 会社のアドレスの表示及びリンク	(<input checked="" type="radio"/> 可) ・ 否)
会社のHPアドレス : <u>http://○○○○○</u>	

※差し支えなければ、経営革新計画の申請書を作成するにあたって、協力いただいた関係機関の有無（「有」の場合は具体名）を記入してください。

支援機関	有・無	○○○信用金庫 ○○支店
------	-----	--------------

申請書作成にあたって、一番協力してもらった機関をご記入ください。

(記載例) ○○○銀行○○○支店、△△△商工会議所、□□□経営事務所、なし 等

4 支援策一覧

○経営革新計画の承認を受けると、低利の融資や販路開拓の支援など多様な支援措置を受けることができます。

【具体的な支援措置の内容】

＜保証・融資の優遇措置＞	
①信用保証の特例	24ページへ
②政府系金融機関による特別貸付制度 「新企業育成貸付」（日本政策金融公庫）	25ページへ
③愛知県中小企業融資制度 「経済環境適応資金 パワーアップ資金」	26ページへ
④小規模企業者等設備貸与事業の特例	27ページへ
⑤高度化融資制度	28ページへ

＜海外展開に伴う資金調達支援＞	
⑥株式会社日本政策金融公庫法の特例	29ページへ
⑦貿易保険法の特例	30ページへ

＜投資の支援措置＞	
⑧中小企業投資育成制度の特例	31ページへ

＜販路開拓の支援措置＞	
⑨販路開拓コーディネート事業	32ページへ

○計画の承認は、支援措置の実行を保証するものではありません。計画の承認後、利用を希望する支援措置の実施機関の審査が必要になります。

○支援措置を利用する場合は、計画申請と並行して、金融機関等関係機関と密接な連絡をとってください。

<保証・融資の優遇措置>

①信用保証の特例

○信用保証制度とは、中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会が保証人となり、借入れをスムーズにする制度です。

経営革新計画の承認を受けると

一般保証とは別枠の「経営革新関連保証」

の対象となります。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

【支援内容】

○一般保証等の別枠設定

経営革新計画の承認事業に対する資金に関し、通常の保証限度額とは別枠の保証限度額を設けています。

	担保の有無	保証人の有無	通常 (一般保証限度額)		経営革新関連保証(別枠) (通常の保証限度額に 別枠保証限度額をプラスするもの)
一般保証	有	原則 無※	2億8,000万円 (組合は4億8,000万円)	+	2億8,000万円 (組合は4億8,000万円)
うち無担保保証	無	原則 無※	8,000万円		8,000万円
うち特別 小口保険を 適用する 保証	無	無	2,000万円		2,000万円

※ 原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要ですが、詳細は下記問い合わせ先におたずねください。

※ 一部保証の対象とならない業種等もございます。詳細は下記問い合わせ先におたずねください。

<制度についての問い合わせ先>

愛知県信用保証協会 総合相談窓口	0120-454-754(フリーダイヤル)
名古屋市信用保証協会	052-212-3011

② 政府系金融機関による特別貸付制度
「新企業育成貸付（新事業活動促進資金）」

○経営革新計画の承認を受けると、政府系金融機関である「株式会社日本政策金融公庫」において、通常の条件よりも優遇された融資が受けられます。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者等


【支 援 内 容】

貸付限度額	
中小企業事業	国民生活事業
7.2億円 (うち運転資金2.5億円)	7.2千万円 (うち運転資金4.8千万円)

貸付利率	
中小企業事業	国民生活事業
特別利率② <small>(ただし、2.7億円を超えた金額及び土地取得資金は基準利率)</small>	特別利率B <small>(ただし、土地取得資金は基準利率)</small>

貸付期間		
	中小企業事業	国民生活事業
設備資金	20年以内(うち据置期間2年以内)	20年以内(うち据置期間2年以内)
運転資金	7年以内(うち据置期間2年以内)	7年以内(うち据置期間2年以内)

*なお、担保及び保証人については、事業ごとに内容が違いますので、詳細は下記ホームページ等でご確認ください。



注意！

経営革新計画の承認は融資の実行を保証するものではありません

融資を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に政策金融機関の金融審査を受けることが必要です。**(申請の前に日本政策金融公庫に必ずご相談ください)**

金利水準は金融情勢により改定されることがあります。

＜制度についての問い合わせ先＞	
(株)日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/	名古屋支店、名古屋中支店、熱田支店、一宮支店、 岡崎支店、豊橋支店、(名古屋中支店、一宮支店、豊橋支店 は国民生活事業のみの取扱い)

③愛知県中小企業融資制度
「経済環境適応資金 パワーアップ資金」

○承認を受けた経営革新計画に従って行う事業に必要な設備資金、運転資金について下記の要件に従った融資の対象となります。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

【支援内容】

貸付限度額	
設備資金・運転資金 1億 5,000 万円	

貸付利率	貸付期間	設備資金	運転資金
貸付利率	5年(うち据置期間1年以内)	年1.1%以内	年1.1%以内
	7年(うち据置期間1年以内)	年1.2%以内	年1.2%以内
	10年(うち据置期間1年以内)	年1.3%以内	—

(金利は令和2年4月1日現在。金利は年度途中でも改定することがあります。)

保証人	信用保証
原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しない。	原則として愛知県信用保証協会の信用保証を要する。

注意!

経営革新計画の承認は融資の実行を保証するものではありません

- 融資を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に各金融機関の金融審査を受けることが必要です。(申請の前に融資先の金融機関に必ずご相談ください)
- 愛知県の融資制度のため、県外の事業所はこの制度の対象外になります。

＜取扱金融機関ー以下の金融機関の県内各店舗で受付ー＞	
銀行	三菱UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、関西みらい、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京、第三、
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名三重
信用組合	豊橋商工、愛知県中央
政府系金融機関	商工組合中央金庫

④小規模企業者等設備貸与事業の特例

○公益財団法人あいち産業振興機構が小規模企業者等の創業、経営の革新に必要な設備を購入し、「割賦販売」又は「リース」する制度です。

経営革新計画の承認を受けると、通常の場合よりも優遇された利率が適用されることがあります。(申請前に必ず電話で確認してください。)

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた創業者を含む小規模企業者等

【支援内容】

種類	割賦販売	リース
利率	①年1.19% ④年1.96% ②年1.45% ⑤年2.26% ③年1.71%	月額1.273%～2.941%
	※商工会・商工会議所経由の申込みの場合は、上記金利から利率が優遇されます。(割賦販売①年1.09%②年1.35%③年1.61%④年1.86%⑤2.16% リース月額1.272%～2.938%)	
対象事業者	従業員50人以下の中小企業者※で、経営の革新に取り組むことにより、付加価値額及び経常利益の向上が一定以上見込めるもの、又は創業者 (製造業・建設業・運送業等21人以上及び商業・サービス業6人以上の事業者は別の条件があります。)	
返済期間	返済期間5年又は7年 返済は1年の据置	3～7年の月払い
限度額	100万円～1億円	
対象設備	県内に設置する新品の機械・設備等	

※受付期間や制度の詳細は、(公財)あいち産業振興機構のホームページ等でご確認ください。

注意!

経営革新計画の承認は貸付を保証するものではありません

貸付を受ける場合には、経営革新計画の承認とは別に、本制度の要件を満たす必要があります。

<制度についての問い合わせ先>

(公財)あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ	052-715-3067 (ダイヤルイン)	http://www.aibsc.jp/ (公財)あいち産業振興機構 ホームページ)
--------------------------------------	--------------------------	---

⑤高度化融資制度

○中小企業者の組合等が、承認を受けた経営革新計画に従い実施する以下の高度化事業などに対し、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の診断・助言を受けた上で、長期・低利で融資が受けられます。(一定の要件を満たす組合等については無利子)

対象者・・・経営革新計画の承認を受けて高度化事業に取り組む組合等

【支援内容】

高度化事業の内容	
集団化事業	生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します。
施設集約化事業	工場などが1つに集まって設備の整った施設をつくり、みんなで入居します。
共同施設事業	物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります。
集積区域整備事業	商店街もしくは工場などが集積している区域で、建物の建て替えなど区域全体を整備するもの。

貸付利率	年利0.45%(一定の要件を満たす場合には無利子)
貸付対象	土地/建物/構築物/設備
償還期限	20年以内であって都道府県が適当と認める期間 (設備リース事業は、当該設備の耐用年数以内)
据置期間	3年以内
貸付割合	貸付対象施設の取得に要する額の80%以内 (一定の要件を満たす場合には90%以内)

注意!

経営革新計画の承認は融資の実行を保証するものではありません

高度化融資を受ける場合には、経営革新計画の承認のほかに、県担当課等が実施する診断・助言を受けることが必要です。

<制度についての問い合わせ先>

(独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課	03-5470-1528(直通)
愛知県 経済産業局 中小企業金融課 設備導入・経営革新グループ	052-954-6334(直通)

<海外展開に伴う資金調達支援>

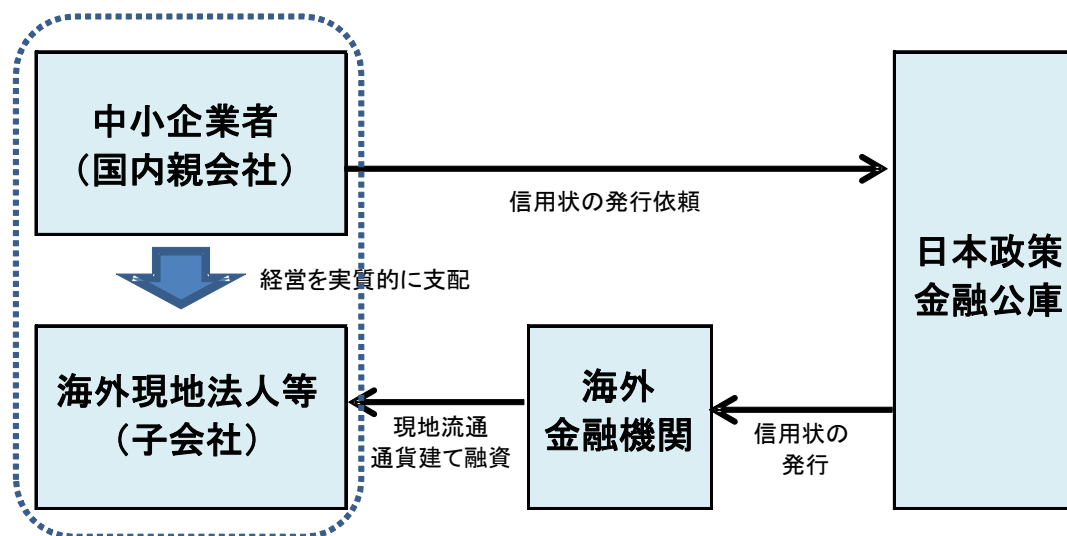
⑥株式会社日本政策金融公庫法の特例
(スタンド・バイ・クレジット制度・SBLC)

○中小企業者の海外現地法人等が、公庫と提携する海外金融機関から現地流通通貨等で長期資金の借入れを行った際、その債務を保証するために公庫がスタンド・バイ・クレジット（信用状）を発行することで、円滑な資金調達を支援します。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

【支援内容】

利用条件	
補償限度額	一法人あたり4億5千万円
補償料率	信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用
資金使途	承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金
補償対象借入の融資期限	1年以上5年以内



注意！ 経営革新計画の承認は支援を保証するものではありません
 融資を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に海外金融機関等及び日本政策金融公庫の金融審査を受けることが必要です。

<制度についての問い合わせ先>	
(株)日本政策金融公庫 中小企業事業	名古屋支店、熱田支店、岡崎支店

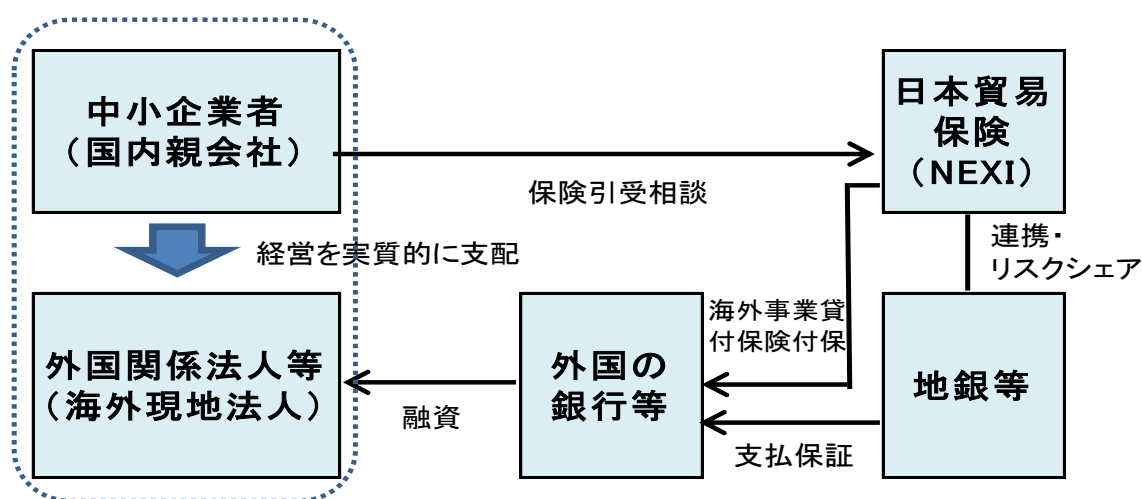
①貿易保険法の特例

○中小企業者等（中小企業者とその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあっては、当該外国関係法人を含む）が経営革新計画に従って外国の銀行等から受ける融資に、地銀等の保証に加え、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）が海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険を付保します。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

【支援内容】

保証条件	
保証料率	日本貿易保険にて定める料率
資金用途	短期の設備資金又は運転資金
償還期限	1年未満



海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険とは、以下の事由により海外事業資金の貸付先から資金の回収ができなくなったことによる損失をてん補する保険

- ・非常危険（為替取引の制限または禁止、戦争・革命または内乱等）
- ・信用危険（貸付先の破産、3月以上の債務の履行遅滞）により貸付金債権等の元本もしくは利子を償還期限に償還できなくなったこと

注意！

経営革新計画の承認は支援を保証するものではありません

融資を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に海外金融機関等及び日本貿易保険の金融審査を受けることが必要です。

<制度についての問い合わせ先>

(独)日本貿易保険 大阪支店

06-6233-4018 (直通)

<投資の支援措置>

⑧ 中小企業投資育成制度の特例

○中小企業投資育成株式会社の事業の対象となるのは、通常、資本金の額が3億円以下の企業に限られますが、承認経営革新計画に従って経営革新のために資金の調達を図る場合、資本金の額が3億円を超える場合であっても、中小企業投資育成株式会社の事業の対象とします。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者のうち、資本金が3億円超の株式会社が対象。(経営革新計画の承認を受けた中小企業者が、経営革新事業を行うために設立する資本金が3億円を超える株式会社も対象)

【支援内容】

投資事業	
①株式会社の設立に際し発行される株式の引受け	②増資に際して発行される株式の引受け
③新株予約権の引受け	④新株予約権付社債等の引受け

育成事業(コンサルテーション事業)
中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債を引き受けている投資先企業からの依頼により、経営管理又は技術の状況に応じた個別経営相談等を行っています。

投資育成株式会社から投資を受けた会社は、追加投資事業及びコンサルテーション事業(経営革新事業以外についても対象)等の対象となります。

注意!

経営革新計画の承認は投資を保証するものではありません

経営革新計画承認後、中小企業投資育成株式会社に相談・申し込みを行い、審査を経て投資の可否が決定されます。

<制度についての問い合わせ先>

名古屋中小企業投資育成(株)

052-581-9541(代表)

<販路開拓の支援措置>

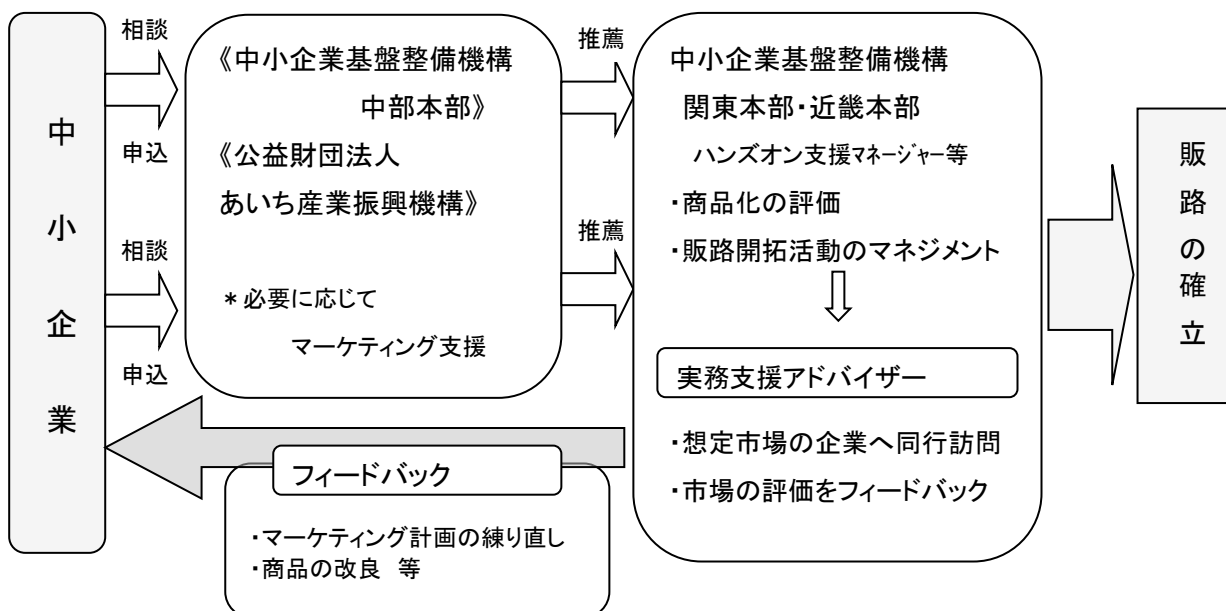
⑨ 販路開拓コーディネート事業

○大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとした、経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進する事業です。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

【支援内容】

中小企業基盤整備機構の関東本部(東京)・近畿本部(大阪)に、商社・メーカー等の企業OBを販路開拓コーディネーターとして配置し、そのネットワークを活用して、経営革新計画承認企業等が開発した新商品等の想定市場に同行訪問を行い、市場の受容性を把握、市場投入までの道筋を立てるための支援を行います。



注意!

- ・この事業を希望する場合は、まず、中小企業基盤整備機構中部本部、または、(公財)あいち産業振興機構にご相談ください。(新規性等の一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。)
- ・販路開拓活動支援活動の実施に際しては、申込企業に費用負担が発生します。
- ・この事業は、販売代行や販売代理を行うものではありません。

<制度についての問い合わせ先>

(独)中小企業基盤整備機構 中部本部 企業支援課

052-220-0516

Q & A

Q 新たな取り組みとはどのようなものですか。

A 「新たな取り組み」とは、個々の中小企業者にとって新たなものであれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として支援します。ただし、業種毎の同業の中小企業における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式の導入については対象外とします。

工場の拡張や施設の更新、営業店舗の増設、卸売りや小売りで取扱い品目・販売品目を増やす場合など単なる拡張、更新ということでは、承認対象とはなりません。が、新たな生産又はサービスの方式に取り組む計画であれば、承認対象となる場合があります。

Q FC（フランチャイズ）など既存のシステムを利用した新事業展開でも承認対象となりますか。

A 経営革新計画は、あくまで個々の中小企業者が、独自のアイデアで成長することが目的ですので、FC（フランチャイズ）のように既存のシステムやマニュアルに従っただけのものや、法律等に基づく諸制度をそのまま利用するような新事業展開では相当程度の革新性が認められないため、承認対象とはなりません。

ただし、その事業において、運営手法や技術にその企業の独自の特殊なものがあるなど革新性が認められる場合は、承認対象となる場合もあります。

Q 申請の受付はいつからいつまで可能ですか。

A 年間を通して、相談・受付を随時、実施しております。

Q 法人ではなく、個人事業主でも申請の対象となりますか。

A 個人事業主でも、3ページの申請要件を満たしていれば、申請可能です。なお、申請書類のうち、貸借対照表、損益計算書がない場合は、確定申告書の写しをご提出ください。

Q 創業間もない企業は、申請の対象となりますか。

A 中小企業等経営強化法における経営革新は既存事業から新たな取り組みを行い、経営の向上を図る中小企業を支援するものであるため、創業間もない企業やこれから創業する者については想定していません。

しかし、申請までに1回以上決算期を経ており、1年程度の営業実績がある場合は、この期間の概要を書面で説明することで、申請可能です。

Q 休眠企業は、休眠前の事業実績が1年以上あれば、休眠あけの事業実績がなくても申請の対象となりますか。

A 休眠あけの事業実績が1年以上必要となります。

Q 決算月がまもなく到来するような場合は、直近期末はほぼ1年前の数値となりますが構いませんか。

A 直近期末は、あくまでも申請時点での直近期末となります。

Q 決算を迎えて直ぐの時期に申請する場合は、直近期末の決算が出ていませんが、どうすればよいですか。

A 試算表等で決算期の数値が確定している場合は、その数値を使用して下さい。数値が出せない場合は、担当窓口に御相談ください。

Q 工業法人は申請の対象となりますか。

A 税理士法人等の工業法人は、個別法の法律に基づく法人であり、当該法律において、帳簿その他の書類、内部関係、外部関係といった基本的な枠組みについて、商法の合名会社の規定を準用しているため会社とみなされています。このため、中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者に該当する場合は申請の対象となります。

(工業法人は、工業を規定する法律に基づく法人。上記の他、特許業務法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人等があります。)

Q 農事組合法人は、申請の対象となりますか。

A 農事組合法人は農業協同組合法人に基づいた法人であるため、申請の対象ではありません。

Q 医療法人、学校法人等は申請の対象となりますか。

A 医療法人及び学校法人は、それぞれ個別の法律に基づく法人ですが、商法の会社の規定を準用していないことから会社とは言えず、中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者には該当しません。そのため申請の対象にはなりません。ただし、個人開業医は、中小企業基本法における中小企業者の定義と同様に、個人開業医は申請の対象(中小企業者)となります。

また、社会福祉法人などの個別の法律に基づく法人は、当該法律において商法の会社の規定を準用している場合は、工業法人と同様会社となり、中小企業等経営強化法第2条の中小企業者に該当する場合は、申請の対象となります。

Q 大企業の子会社も申請の対象となりますか。

A 大企業の子会社（株式又は出資額の過半を大企業に有されているもの）であっても、中小企業等経営強化法第2条の中小企業者に該当すれば申請の対象となります。ただし、承認されても支援策の対象外となる場合もあります。

Q 承認を受ければ、金融機関から融資を受けることができますか。

A 計画の承認は、支援措置の実行を保証するものではありません。計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が必要となります。計画申請と並行して、金融機関等関係機関と密接な連絡をとってください。

Q 経営革新計画の承認により、申請書に記載した「商品」や「サービス」自体が承認されたこととなりますか。

A 申請された事業計画を承認するものであり、申請書に記載されている「商品」や「サービス」自体を承認するものではありません。また、他企業及び一般個人に対して、当該「商品」や「サービス」に関する商取引を県が推薦するものでもありません。

Q 本社の所在地は愛知県であるが、経営革新事業の中心は支店（工場）の他県で行う場合、どこに申請することになるのですか。

A 申請は本社所在地の愛知県にすることとなります。

Q 現在の本社所在地（実際の営業活動拠点）と登記上の本社（自宅等）が異なる場合の申請先はどこになりますか。

A 登記されている本社所在地の都道府県になります。

Q 承認企業が本社を移転した場合、手続きはどのようになりますか。

A 承認経営革新事業の内容に変更がなく、単に本社を移転しただけであっても、承認経営革新事業に変更を生じない場合は、軽微な変更であるため、承認経営革新事業の変更申請は必要ありませんが、移転した旨、担当窓口ご連絡してください。

Q 計画を終了した企業は、再度申請することができますか。

また計画期間中に、別の事業で申請することはできますか。

A 終了した計画と別の事業内容であれば、申請することができます。承認された既存計画と別の事業であれば、申請することができます。しかし、計画遂行時に派生した事業については、変更申請で対応してください。なお、支援について、信用保証の別枠が更に2倍、低利融資の上限が更に2倍となることはありません。

Q 計画終了時に目標を達成できなかった場合、何かのペナルティがあるのですか。

A 経営の向上に関する数値目標が達成されていないことを理由に承認の取消し等のペナルティはありません。

ただし、経営革新計画の実施状況について、虚偽の報告をした場合又は報告を怠った場合は、30万円以下の罰金を課される場合があります。

承認後、定期的に計画の進捗状況等に係る調査を行いますので、その際には必ずご協力いただきますようお願いいたします。

Q 決算月を変更した場合に、別表3はどのように記載したらよいですか？

A 決算書を年換算して別表3を記入してください。

例) 令和元年に決算月を5月から8月に変更。令和2年12月に経営革新計画を申請した場合。

2年前 (令和元年5月期)

⇒平成30年6月～令和元年5月の決算書に基づいて記入。

1年前 (令和元年8月期)

⇒令和元年6月～令和元年8月までの3カ月分の決算書を12カ月換算。

※3ヶ月分の数字を4倍してください。

直近期末 (令和2年8月期)

⇒令和2年8月までの決算書に基づいて記入。

Q 補助金の応募締切に間に合わせたいです！

A 事前申請・正式申請(7ページ参照)を経る必要がありますので、1ヶ月程度の余裕をみてください。また、経営革新計画を取得予定(申請書を提出済み)であれば応募できる補助金もあります。その場合でも事前申請を行い、担当窓口による内容の確認を済ませている必要がありますので、2週間程度の余裕をみてください。なお、不備のある申請書は受理できませんのでご注意ください。

【商工会議所】

会 議 所 名	所 在 地	郵便番号	電話番号
名古屋商工会議所	名古屋市中区栄 2-10-19	460-8422	(052) 223-5756
(中央支部)	名古屋市中区栄 2-10-19	460-8422	(052) 223-5985
(大曾根支部)	名古屋市北区大曾根 3-15-58	462-0825	(052) 915-3848
(星ヶ丘支部)	名古屋市千種区井上町 49-1	464-0026	(052) 781-5633
(新瑞支部)	名古屋市瑞穂区洲山町 2-21	467-0066	(052) 853-4543
(金山南支部)	名古屋市熱田区金山町 1-7-8	456-0002	(052) 265-6441
豊橋商工会議所	豊橋市花田町字石塚 42-1	440-8508	(0532) 53-7211
岡崎商工会議所	岡崎市竜美南 1-2	444-8611	(0564) 53-6161
一宮商工会議所	一宮市栄 4-6-8	491-0858	(0586) 72-4611
瀬戸商工会議所	瀬戸市見付町 38-2	489-8511	(0561) 82-3123
半田商工会議所	半田市銀座本町 1-1-1	475-0874	(0569) 21-0311
春日井商工会議所	春日井市鳥居松町 5-45	486-8511	(0568) 81-4141
豊川商工会議所	豊川市豊川町辺通 4-4	442-8540	(0533) 86-4101
津島商工会議所	津島市立込町 4-144	496-8558	(0567) 28-2800
碧南商工会議所	碧南市源氏神明町 90	447-8501	(0566) 41-1100
刈谷商工会議所	刈谷市新栄町 3-26	448-8503	(0566) 21-0370
豊田商工会議所	豊田市小坂本町 1-25	471-8506	(0565) 32-4567
(上郷支所)	豊田市上郷町 5-3-1	470-1218	(0565) 21-0019
(高岡支所)	豊田市若林西町西山 18	473-0917	(0565) 52-3047
(猿投支所)	豊田市四郷町東畑 70-1	470-0373	(0565) 45-1212
(松平支所)	豊田市九久平町築場 38-5	444-2216	(0565) 58-0025
安城商工会議所	安城市桜町 16-1	446-8512	(0566) 76-5175
西尾商工会議所	西尾市寄住町若宮 37	445-8505	(0563) 56-5151
蒲郡商工会議所	蒲郡市港町 18-23	443-8505	(0533) 68-7171
犬山商工会議所	犬山市天神町 1-8	484-8510	(0568) 62-5233
常滑商工会議所	常滑市新開町 5-58	479-8668	(0569) 34-3200
江南商工会議所	江南市古知野町小金 112	483-8205	(0587) 55-6245
小牧商工会議所	小牧市小牧 5-253	485-8552	(0568) 72-1111
稲沢商工会議所	稲沢市朝府町 15-20	492-8525	(0587) 81-5000
東海商工会議所	東海市中央町 4-2	476-0013	(0562) 33-2811
大府商工会議所	大府市中央町 5-70	474-8503	(0562) 47-5000

【商工会】

商 工 会 名	事 務 所 所 在 地	郵便番号	電話番号
守山商工会	名古屋守山区守山 2-8-54	463-0067	(052) 791-2500
鳴海商工会	名古屋緑区鳴海町字乙子山 1-3	458-0801	(052) 896-3331
有松商工会	名古屋緑区有松 3012	458-0924	(052) 621-0178
尾西商工会	一宮市小信中島字川南 36	494-0007	(0586) 62-9111
尾張旭市商工会	尾張旭市東大道町原田 2570-3	488-0801	(0561) 53-7111
岩倉市商工会	岩倉市中本町西出口 31-1	482-0042	(0587) 66-3400
豊明市商工会	豊明市三崎町中ノ坪 5-1	470-1125	(0562) 93-6666
東郷町商工会	愛知郡東郷町大字春木字申下 1337-1	470-0162	(0561) 38-0821
日進市商工会	日進市蟹甲町中島 35	470-0122	(0561) 73-8000
長久手市商工会	長久手市岩作長池 45	480-1103	(0561) 62-7111
豊山町商工会	西春日井郡豊山町大字豊場字城屋敷 126-1	480-0202	(0568) 28-3800
北名古屋商工会	北名古屋市九之坪竹田 180-1	481-0041	(0568) 25-0001
清須市商工会	清須市清洲 1-6-1	452-0942	(052) 400-3008

商 工 会 名	事 務 所 所 在 地	郵便番号	電話番号
大口町商工会	丹羽郡大口町丸 2-8	480-0145	(0587)95-2557
扶桑町商工会	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 335	480-0102	(0587)93-5111
祖父江町商工会	稲沢市祖父江町山崎下枇 486-1	495-0002	(0587)97-5800
平和町商工会	稲沢市平和町横池中之町 141	490-1313	(0567)46-0031
木曾川商工会	一宮市木曾川町黒田字宝光寺東 20	493-0001	(0586)87-3618
あま市商工会	あま市甚目寺東大門 8	490-1111	(052)442-8831
大治町商工会	海部郡大治町大字堀之内字南二反畑 598	490-1137	(052)442-4511
蟹江町商工会	海部郡蟹江町城 1-214	497-0040	(0567)95-1809
飛島村商工会	海部郡飛島村大字松之郷 1-41-1	490-1434	(0567)52-1002
弥富市商工会	弥富市鯛浦町南前新田 111	498-0027	(0567)65-3100
愛西市商工会	愛西市諏訪町郷東 73-1	496-8011	(0567)24-6122
(南支所)	愛西市森川町井桁西 27	496-0943	(0567)22-5611
知多市商工会	知多市新知字下森 11-1	478-0017	(0562)55-0700
阿久比町商工会	知多郡阿久比町大字卯坂字古見堂 48	470-2212	(0569)48-7085
東浦町商工会	知多郡東浦町大字石浜字岐路 28-2	470-2103	(0562)83-6123
内海商工会	知多郡南知多町大字内海字先苺 31-2	470-3321	(0569)62-0403
豊浜商工会	知多郡南知多町大字豊浜字会下坪 27-2	470-3412	(0569)65-0004
師崎商工会	知多郡南知多町大字片名字新師崎 8-3	470-3502	(0569)63-0349
美浜町商工会	知多郡美浜町大字北方字山鼻 48-1	470-2403	(0569)82-3951
武豊町商工会	知多郡武豊町字忠白田 11-1	470-2512	(0569)73-1100
岡崎市六ツ美商工会	岡崎市下青野町字天神 61	444-0244	(0564)43-2502
知立市商工会	知立市鳥居 1-15-1	472-0055	(0566)81-0904
高浜市商工会	高浜市沢渡町 4-6-2	444-1333	(0566)53-1827
一色町商工会	西尾市一色町前野新田 34	444-0407	(0563)72-8276
西尾みなみ商工会	西尾市吉良町吉田大切間 17-11	444-0516	(0563)32-1141
(幡豆支所)	西尾市寺部町林添 89-1	444-0702	(0563)62-3105
幸田町商工会	額田郡幸田町大字大草字長根尻 100	444-0103	(0564)62-0120
岡崎市ぬかた商工会	岡崎市檜山町字山ノ神 10-5	444-3622	(0564)82-3077
みよし商工会	みよし市三好町大慈山 2-11	470-0224	(0561)34-1234
藤岡商工会	豊田市藤岡飯野町田中 245	470-0451	(0565)76-2612
小原商工会	豊田市小原町上平 441-1	470-0531	(0565)65-2540
足助商工会	豊田市足助町西町 48	444-2424	(0565)62-0480
下山商工会	豊田市大沼町越田和 37-1	444-3242	(0565)90-2602
旭商工会	豊田市小渡町七升蒔 13-13	444-2846	(0565)68-2620
稲武商工会	豊田市稲武町竹ノ下 1-1	441-2513	(0565)82-2640
新城市商工会	新城市字中野 15-10	441-1326	(0536)22-1778
(作手支所)	新城市作手高里字繩手下 24	441-1423	(0536)37-2057
設楽町商工会	北設楽郡設楽町田口字上原 2-6	441-2301	(0536)62-0004
東栄町商工会	北設楽郡東栄町大字本郷字東万場 5-5	449-0214	(0536)76-0530
津具商工会	北設楽郡設楽町津具字下川原 6-1	441-2601	(0536)83-2114
豊根村商工会	北設楽郡豊根村下黒川字蕨平 2	449-0403	(0536)85-1033
音羽商工会	豊川市赤坂町松本 250	441-0202	(0533)88-2881
一宮商工会	豊川市一宮町旭 2	441-1231	(0533)93-2088
小坂井商工会	豊川市宿町字光道寺 59	441-0101	(0533)78-3333
御津町商工会	豊川市御津町西方松本 23-8	441-0312	(0533)76-3737
田原市商工会	田原市田原町倉田 10-2	441-3421	(0531)22-6666
(赤羽根支所)	田原市赤羽根町赤土 1	441-3502	(0531)45-2000
渥美商工会	田原市古田町宮ノ前 32-6	441-3613	(0531)33-0441

経営革新計画の最新情報は

愛知県中小企業金融課「経営革新」ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/0000042990.html>

でご確認ください！

『経営革新計画』のお問い合わせは・・・

愛知県経済産業局中小企業部 中小企業金融課

設備導入・経営革新グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6334（ダイヤルイン）

F A X：052-954-6924

e-mail：kinyu@pref.aichi.lg.jp

(2020.10)